

監視専門調査会（第10回）議事録

1 日時 平成24年6月21日（木）10:00～12:00

2 場所 内閣府本府3階特別会議室

3 出席者

会長	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
委員	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	奥山恵美子	仙台市長
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	畠中誠二郎	中央大学教授
同	廣岡 守穂	中央大学教授
同	松下 光恵	静岡市女性会館館長
同	山本 隆司	東京大学大学院教授

4 議題

「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」に関する有識者ヒアリング

神野 直彦 東京大学名誉教授

（配布資料）

資料1 神野東京大学名誉教授提出資料

資料2 第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見の骨子案

（「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」関係）

資料3 第3次男女共同参画基本計画における成果目標/参考指標の動向

5 議事録

○鹿嶋会長 おはようございます。ただいまから「第10回男女共同参画会議・監視専門調査会」を開催します。

冒頭まず、皆さんの御手元に平成24年版の男女共同参画白書の概要版があると思いますが、これについて事務局の方から説明をお願いします。

○中野渡補佐 御手元に概要版をお配りしております。

6月19日に、男女共同参画白書が閣議決定されましたが、本日は速報ということで、概要版のみを配布させていただいております。本体の説明につきましては、男女共同参画関係予算の説明とともに、次回の監視専門調査会におきまして、詳細に説明をさせていただきますので御了承ください。

ピンクのファイルの参考資料の中に、白書が綴じられておりますけれども、これは昨年のものでございまして、印刷物ができましたら、次回までに差し替えたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 それでは、本日は「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」について、東京大学名誉教授で地方財政審議会会長の神野先生にお話をお伺いすることにな

っております。神野先生、どうぞよろしくお願ひいたします。

○神野名誉教授 御紹介にあずかりました神野でございます。よろしくお願ひいたします。

事務局の方から御依頼を受けまして、準備をさせていただきましたが、少し大き目な話をするようにという御依頼でした。したがって、少しピンボケになってしまう可能性もありますし、それから、私が昨年まで属していた委員会で、課税単位といいますが所得税の配偶者控除その他については、やや詳しくに発表させていただいたことがございますので、今日はそこは簡単に触れながら、私のやっております財政学の観点からお話をさせていただければと思っております。

多様な生き方というのをどう解釈していいのかというのは、よくわかりません。最近では、多様性、ダイバーシティというのを使うようになった。これも一応の文献は目を通しながら、老いては子に従えで、私のことを先生だと思ってくれている禿あや美さんという人がいるのですが、彼女からレクを受けると、ジェンダー平等とかそういう言葉を使うとバッシングを受けやすいので、多様性という言葉は最近では使い始めている。そのことに伴うさまざまなゆがみも出てきているという指摘があるようです。主として、ジェンダー平等などの問題に焦点を当てながらお話をさせていただければと思っております。

レジュメに書いておきました最初の方は、私がやっております財政学というのはどういう学問で、どんなアプローチをするのかということをお話しさせていただいております。

経済学というのは、大体、危機が起きると新しいパラダイムが生まれるわけですがけれども、19世紀後半にグレートデプレッションといわれている大危機が1970年代から90年代にかけて生じました。そのときに、2つの経済学のパラダイムが登場いたします。

1つは、現在、経済学といえば新古典派だというふうに思われるような新古典派といわれている学問ですね。これは、市場経済に物事を任せていけばうまくいくのだという考え方です。

それに対して、ドイツで財政学が誕生いたします。財政学の考え方の基本は、国民経済というのは市場経済と財政が車の両輪にならなければ発展しないという学問でして、これがアメリカに伝わります。イーリーという人が、アメリカの経済学会の初代会長ですが、イーリーがドイツ財政学をアメリカに持ち込んで、アメリカの主流の経済学は制度学派として形成されるわけですね。ヴェブレン、コモンズ、それから最近まで御存命だった方であればガルブレイス、それから私の恩師でもあります宇沢弘文先生とかというふうに受け継がれている学問。これは、公共部門を非常に重視するわけです。この財政学に、私は少し財政社会学という流れを強調しております。下の図の方を見ていただければと思いますが、私たちの市場社会というのは、もともと三位一体でした。まず、経済システムというのは市場経済、生産活動が行われる場、正確にいうと生産と分配ということになります。それからもう一つ政治システム、これは国家と考えていただければ構いません。そして社会システム、これは共同体、ドイツの哲学ですね。共同体・国家・市場と、この3つのトリアディーから成り立つという考え方に立っていて、もともと三位一体だったものが市場

社会になると三角形になる。なぜなら、経済システムと市場システム、生活と生産の場が分離するということが起きますので、それをまとめ上げていくのが財政だという考え方に なります。

したがって、財政というのは、市場社会、生産と生活の場が分離してから登場をいたし ます。日本でいえば、労働市場とか、土地の売買が許されるのは明治維新になってからで す。要素市場ができ上がり、市場社会が成立して初めて財政、これは日本が作った言葉で すけれども、もともとはパブリック・ファイナンスの翻訳語です。ファイナンスというの は貨幣現象ですね。パブリック・ファイナンス、公の貨幣現象です。したがって、それま での江戸時代までには、財政という現象はありません。徳川幕府というのは、私的な家計 なのです。徳川家という私的な家計のやり繰りですので、公の家計であるためには、政治 システムが市民革命を経て、統治される者が統治者になる、被統治者が統治者になるとい うことが起きないと、出てこない。つまり、3つに分割しないと出てこないというふうにな ります。

これを見ていただければわかりますけれども、点々で書いてある上が、我々は一応公共 部門と呼んでいるところで、これは強制力を使います。それは、政治というのは唯一暴力 を独占しているからです。それから、下は自発的に行われ、生産活動も要素市場の取引と して行われるようになってきて、そして、社会システム、人間の生活の場、これは共同体 で行われますので、個人が家族、コミュニティー、そもそも家族が小さくなっていますか ら、最後の共同体がようやく残るような形で生活の場ということが行われてきている。

これは、分けていただく場合に重要な点は、経済システムの方は下に書きましたが、競 争原理で行われるのに対して、右側の方、政治システムも社会システムも協力、つまり、 右上はお金もうけをしてもいけない領域なのです。左側はお金もうけをしてもいい領域で す。日本はこれがこんがらがりますので、政府も金もうけしろとか、民間の精神を学んで お互いに競争させろといいますが、それは論理的に我々の考え方からいくとおかしいとい うことになるわけです。

もう一つ重要な点は、右下の方、つまり共同体は無償労働、アンペイド・ワークで行わ れるということです。上側の方は有償労働で行われます。ただし、繰り返すようですが、 政府で働いている人は有償労働ですが、政治には国民全体が参加いたしますので、被統治 者が統治者になる。誰もが、この3つのシステムで活動しているということですね。私た ちは、生産の場に働きに行くか、政府の場に働きに行つて有償労働をし、つまり経済シス テムで必ず活動するという顔を持っていますし、それからもう一つは、生活の場で家族を 成して生活をしていく。これは、単身者を含めて概念的に家庭と考えますので、そうす ると、そういう場で生活をする顔と、それから政治に参加していく顔と3つの役割を1つの 人間が行っているのだというふうに考えているわけです。

そうして、危機というのは時代の転換点ですね。そこでは、財政が使命を果たさなければ ならないのですが、それはどういう使命を果たすのか、これは財政改革と書きましたけ

れども、現在の社会保障・税一体改革などが社会保障という歳出面での財政改革や、税制面で抜本改革をするのだという財政改革だとすると、この3つのシステムに対して、財政は経済システムに対しては、経済システムが機能していくための前提条件を整備しなくてはなりません。この前提条件のことを私たちは、インフラストラクチャーと呼んでいますので、インフラストラクチャーを張り替えるということは、時代が変わったので張り替えていくということですね。

それからもう一つは社会システム、生活を成している場の方に対しては、安全のネット、人々の生活を守るセーフティネットを張るわけですが、それを張り替えていくことをやる。このことによって、財政は統合するということですね。財政が社会を統合する。

EU、ユーロ圏というのは、完全に失敗しているのは、信じられないのですが、ドイツの財政学も伝統的に、シュメルダースの『財政政策』の中の「国際財政論」という章を読んでもらえばわかりますけれども、財政権力には2つあるのです。

1つは通貨高権。つまり通貨を強制的に通用させる、こういう権限を持っています。通貨というのは紙っぺらですから、あの紙っぺらの紙を見てどきどきするのは、ヤギと人間ぐらいのものです。強制通用力があるからです。この強制通用力があるという権限と、もう一つは財政高権。つまり一旦出した通貨を強制的に調達することができるということに裏打ちされた財政高権と2つあるわけです。

ところが、ユーロに加盟している国民・国家は通貨高権がないのです。通貨高権がないとどうということになるかというと、現在のような変動為替相場制度では、貿易収支、サービス、所得の3つの収支から成り立っている経常収支、つまり国民経済全体としての収支バランスは、為替が上下することによって調整するわけですね。したがって、ギリシャの生産力が落ちて競争力を失えば、当然ドラクマという通貨は落ちていって、輸出が増え、輸入が増えることによって調整される。ドイツのように生産性が高ければ、マルクは上がって、そしてマルク高になって、日本と同じように調整されて、経常収支のバランスが保てるようになる。こういうシステムになっているわけですが、ユーロでは、これは効きません。

そうすると、本来はドラクマだったならば、もっと低いのに、ユーロになると高くやらされざるを得ないようなイタリアとかギリシャは、経常収支が赤になるに決まっているわけです。ドイツは真っ黒になります。一人勝ちになる。それは目に見えているわけです。

そうなってくると、それぞれの地域が、公共サービスなどをして人々の生活を安定させることができない。本来であれば社会を統合しているのは財政高権というのがあって、ユーロ圏全体として集めたお金を財政高権でもって社会を統合していくとき回さなくてははいけない。日本でいうと、交付税制度を初めとする財政調整制度で回すわけですね。それがありません。ユーロ圏には中央銀行だけあって、中央政府はありませんので。そうすると、ギリシャもイタリアも双子の赤字。財政赤字だけではなくて、経常収支の赤字とダブルで

くるものですから、ひっくり返るのです。財政赤字だけだったら、自慢ではないのですけれども日本は最初にひっくり返っているはずで、日本はちゃんと通貨高権を持っていますから、ひっくり返らない。そういうメカニズムになっている。基礎的なことはわかっているのに、それを多分やっていないと思うのです。

解決方法は、ドイツがお金を出さずしかないのですが、これは無理です。なぜなら、ドイツは中央政府ではありませんから、ドイツが出てきたら、ヨーロッパの国々はドイツは第4帝国、ヨーロッパの支配をねらっていると、ものすごい反発が起きるわけです。そうなってくると、それも無理。

ユーロ圏が分かれたらどういうことになるか。分かれたら、もう、ドラクマも落ちますし、リラは落ちるし、マルクはぼんと上がりますので、ヨーロッパは10年は立ち上がれないだろうというような状況になってしまいます。退くも地獄で進むも地獄というのは、大体10年間続くというふうに考えた方がいいのではないか。ドイツではもう完全にいわれていることなのに、何で解決するのかというのは、ちょっとよくわからないということですね。

今みたいなビジョンで、公共部門を編成し直していくときのポイントが、私のアイデアでは、4ページ目「三つの政府体系」のビジョン。

これは、生活の場、先ほども言いましたけれども、家族、コミュニティーと徐々に上がっていくところですが、生活の場でもってサービス給付をするのを地方政府として位置付け、そして、これは生活点と生産点で分かれているわけですから、生産の場で得られる所得を正当な理由で失ったときにお互いに助け合っていく政府。これは社会保障基金政府として、それぞれのミニマム保障責任するのが中央政府の責任だというふうに編成し直す。編成し直すということを念頭に置きながら、私たちの改革をやっていく最終的な方向性を示した上で、社会保障や税の改革をやっていく。これが私のアイデアであり、あとは大沢真理先生とか金子勝先生の力を得ながらつくり上げた概念でございます。私たちは結局、地域社会、コミュニティーの住民として地方政府に参加しますし、生産の場における人々の協力で社会保障基金政府にも登場するし、それから、何よりも国民として中央政府にも参加するということです。

ここでつくっている国民経済計算を見てもらえば、三つの政府とちゃんと出ているのですが、実態がないわけです。社会保障基金に実態があるのは、フランス、ドイツであり、選挙でちゃんと選びますから、社会保障基金という実態があります。日本の場合には全く実態がなくて、この三つの政府体系が概念的に理解されないということになるわけです。

さて、生活点において地方政府をつくるのは、御案内のとおり、生活の場における自発的な協力です。ヨーロッパでいえばキリスト教的な教会などをシンボルにして教会税という任意税を取っていて、それが地方税となってサービス給付をすることになるわけです。

それから、もう一つ、社会保障基金の方は、生産点における協力です。これは正当な理由で賃金を失ったときに、それをお互いに共済活動で補填し合おうとして労働組合をつく

っていくことです。ドイツは最初に炭鉱が労働組合をつくります。それをドイツのビスマルクが、こういう健気な労働組合を育成した方が社会主義の防波堤になるということで、強制加入させて社会保険にする。ドイツで最初にビスマルク制度が生まれる。これは、社会保障基金というのができますが、もともと生産点における自治で行われている。

そうした分断されているものを統合することが、中央政府の責任として行われる。ここまでが財政学の基本的な概念でして、新古典派といわれている人々と考え方が違いますが、御理解いただければと思います。

そうすると、4番目、より多様な生き方を可能にするグッド・ソサイエティー、良い社会とは何か。良い社会というのは、アメリカの制度学派が使っていてガルブレイスがグッド・ソサイエティーを提唱しているわけですが、現在でも世界で最も影響力のある経済学者といわれているジェフリー・サックスなんかも最近、グッド・ソサイエティーという言葉を使い始めました。

財政学の哲学的な基礎は、全部アリストテレスですので、ニコマコス倫理学に基づいている。

私は、今のこの危機を脱却するには2つキーワードがあるのではないかと書いておきました。

1つは、スウェーデン語のオムソーリ (omsorg)。これはソーシャル・サービス、福祉・医療・教育等の対人社会サービスを意味しますが、これはもともとの意味が悲しみの分かち合いという意味でした。このオムソーリという言葉と、それから、ラーゴム (lagom)。中庸ですね。バランスをとる。先ほども言ったように市場、政府、社会がほどほどでよいバランスをとっていくというのがキーワードになるのではないかと書いて、『「分かち合い」の経済学』という本を書きました。最近ジェフリー・サックスの書いた本は同じことを書いています。そして、先ほども言いましたように、自発的な協力というのが社会の基礎です。社会システムは全部自発的な協力になっているわけですが、これは、全ての社会の構成員がお互いに不幸にならないということを願い、全ての社会の構成員がお互いに幸福になってほしいということを願い合っているのだという確信、これを共同体意識と我々は呼んでいます。

1929年の世界恐慌の後成立した、ハンソンという社会民主党政権がスウェーデン・モデルをつくるわけですが、それは、国家は家族のように組織化されなくては行けない。家族の中では、今、言いましたように、お互いに不幸にならないということを願い合っている前提です。それを基礎につくらなければならないというふうに書いていたので、この共同体意識というのは家族を考えてみなさいと。この間、講演で、家族を考えてみなさい、家族の中では誰もが不幸にならないことを願い合っているのです、そこで議論が行われて、家族の方針などについて、けんかのような議論が行われたとしても、相手が、例えば父親や母親が、自分の幸福になる、不幸にならないことを願って言ってくれているのだという確信があるので、民主主義を支える親和的な熟議が成り立つのですよと言いま

た。すると、質問した人が手を挙げて、とてもうちの娘と妻との関係を見ていると不幸にならないことを願っているとは思えないのですけれどもと言うから、これは日本の家族ではなくてスウェーデンの家族だというふうに理解をしていただいた。

それから、もう一つ重要な点は、ハンソンの言葉を使えば、失業の問題も家族の中ではどんなに障害を負っていようとも自分は家族のために貢献したいのだという切なる願いを持っていることにある。失業が悪なのは何か。全ての社会の構成員が、自分も社会の構成員として社会のために貢献したいと願っているのに、それをも残酷に打ち砕くからだ。これが願いということになるので、結局は、アリストテレスが言った、エウデモニア、最高善を実現していくということですね。

したがって、より多様な生き方を可能にするということは差異と格差を分けなければならなくて、格差は是正するけれども差異は認め合うということです。すると、基礎になることは、結局、平等、つまり同質性を認識する、差異を認識すると同時に同質性を認識し、そして、連帯、これはソーシャル・インクルージョンとか言っていただけでも構いません。連帯と平等、お互いに助け合っていくという共同体意識みたいなものと平等。共同体意識はともすると平等ではない場合に働くことがありますので、働いた場合には平等に是正していくということを含めて、平等と連帯ということです。

したがって、多様性ということは、生きる、生ということと共にすることであって、それは多様性を認め合うということだ。それは、人間と人間が共にしていくということと、人間と生きとし生ける自然とが生と共にすること、多様性がある。自然の多様性というのが人間が生きていく上で重要です。人間がこのまま自然の多様性を否定していくと、人間自身の生存すら否定しかねないということを考えていただければわかります。

さて、そうすると、今、私たちが先ほど言いました3つのバランスをもう一度再編させないといけないのですが、そのバランスというのをそこに書いておきました。私ども財政学者というのは生成の論理を使いますが、新古典派は循環の論理を使います。循環の論理は時間を止めておいて要素がどうやって循環するのかというアプローチをするわけですが、我々は生成の論理を使います。生成の論理を使うと、1929年、世界恐慌ぐらいまでは、軽工業を基軸にした工業社会で、そこでは小さな政府。小さいか大きいかというのは政府機能です。小さい政府というのは、政府が独占している強制力をもって秩序維持機能しかしない政府、夜警国家、ガードマン的国家を言っております。それに対して大きな政府というのは、政府が国民の生活をも保障していく。これは予防主義ですね。秩序の乱れを、秩序が乱れてから鎮圧をするのではなく、あらかじめ予防してしまう。これはドイツのワーグナーという有名な財政学者が言っている言葉です。

そういう小さな政府のもとで、労働市場に出ていっている人、要素市場に出ていっている人というのが、女性と子どもだけだった。日本でも製糸業とか綿織物業で働いていたのは、みんな女性ですね。つまり、軽工業の時代というのは、女性や子どもの家計補充型の雇用だった。

19世紀の末ですと、市場よりも社会システム、共同体が非常に大きいので、あまり市場から買ってこなくてもいいわけですね。電気洗濯機も買う必要ありませんし、19世紀中ごろですとパンも焼いていますから、あまり市場から買ってくるものはありません。したがって、市場から所得を得る可能性もあまりない。

それが1929年の世界恐慌で変わって、重化学工業の工業社会ができ、大きな政府ができ上がりますと、男性稼ぎ主型雇用が成立してくる。重化学工業では同質の筋肉労働を大量に必要とするからです。

それが、現在の大きな転換期のもとで、ソフト産業基軸の知識社会になっていく。そうすると、雇用が男性も女性も参加するようになるユニバーサル型の雇用形態になってきて、大きな政府というよりも、大きな政府というのは福祉国家で所得再分配国家ですから、中央政府が所得再分配を回すわけです。身近なところでは、所得再分配はできません。国境を管理していないと所得再分配できないのです。

そこで、これからできていく社会は、ほどよい政府ということになり、遠い政府による参加なき再分配から有効に機能する三つの政府、先ほど提案しました三つの政府を有効に機能させていくということによって乗り越えていくということにならざるを得ないだろう。こういうふうを考えています。

さて、今度は実態ですが、おめくりいただきまして6ページ目。

そうすると、今の福祉国家型が破局したときに、どういうモデルが出てきているのか。1973年、アメリカが維持していたブレトン・ウッズ体制が崩れ、重化学工業の行き詰まりを示す石油ショックが起きていくわけですがけれども、その辺りから動揺し始めて、次の政府モデルを模索し始めます。最も整理されているのと、ジェンダー平等の問題を念頭に置きながら分類すると、1つは男性稼ぎ主型。これは全部、大沢真理先生の言葉で表現しておりますが、男性稼ぎ主型というモデルと両立支援型というモデルと市場志向型というモデルがある。3つに分類し始めた。この基になっている論文は、スウェーデンのコルピという人のものです。まず最初の男性稼ぎ主型というのを、コルピは一般家族支援型と呼んでいます。コルピの定義をそのまま読ませていただきますと、女性が介護や労働再生産、これは生活という意味です。人間のリ・プロダクション。女性が、主婦が社会システムでは労働力の再生産に最大の責任を持ち、第二次的な家督者として機能する核家族と書いてありますので、経済システムというか、市場の方には二次的なものとしか出ていかない。こういうことが想定されている核家族を理想の社会として、その上でジェンダー政策を打ってくる。これは、ジェンダー政策の分類を言っています。コルピはジェンダー政策の類型化をやっていますので。そうした家族を援助する公共政策を展開する。それが一般家族支援型又は男性稼ぎ主型のジェンダー政策ということになります。

何をやっているのと、一般家族支援型のジェンダー政策だとみなされるかということですが、モデルに適用される仕様として、たくさん指摘されているのですが、1つは幼児に対する現金給付です。それから、家族扶養控除、日本でいう扶養家族控除ですね。それから、

これ重要なのですが、3歳からの就学前児童に対する公共保育サービス、公共でないためなのです。この3つが指標です。したがって、ここに分類されるのは、フランス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、スイス、オランダ、イタリア等々ですので、ヨーロッパ大陸モデルと考えていただければいいかと思います。

もう一つは、両立支援型。これは、訳し方ですが、忠実に言うと、共稼ぎ家族支援型ジェンダー政策となります。そうすると、コルピの定義では、女性の継続的な就労を奨励すること、男性と女性の両方が就労生活と家族生活、つまり経済システムでの活動と社会システムの活動を両立させるように支援すること、家族内の無償労働を男性も女性も分担することを前提に構築された公共政策というふうになっています。

これは何で見分けるかという、ゼロ歳から2歳の年少児に対する公共保育サービス、それから、母親と父親の有給育児休暇。もう一つは高齢者に対するホーム・ヘルプサービス等々が指標になっています。ここに分類される国はスκανジナビア諸国で、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェー。スκανジナビア・モデルがここに入ってきます。

さて、もう一つは、市場志向型。これは、訳し方が難しいですが、市場中心家族政策型ともいわれているものです。これは、市場が支配的な影響力を持っているということを経験した上で、個人が自己の能力と市場の力の相互作用によってジェンダー関係を形成するというところを出発点として政策を展開するというやり方です。このジェンダー問題の解決というのは、市場の解決ないしは私的な解決に委ねられるということになるわけです。ここに分類されているのは、アメリカ、カナダ、イギリス、ニュージーランド、日本が入ります。したがって、大沢真理先生は、日本はここに分類されるのか、むしろ男性稼ぎ主型ではないのかなど言われておりますけれども、コルピは日本をここに入れてあります。

さて、これの説明要因ですが、実はかなりコルピは単純な説明をしております。これは政策思想、つまりどういう政党が支配的に政権を担っているかということで説明してしまうのです。

まず、第一の男性稼ぎ主型又は一般家族支援型は、キリスト教民主党が支配的に政権を担っている国々、キリスト教の教えを手がかりにしながら民主政治を営もうというような国々がここに分類される。先ほど、フランス、ドイツ、イタリアと申し上げましたところですね。カソリックにしる、プロテスタントにしる、そういうふうに分類される。

もう一つの両立支援型、つまりコルピに言わせると共稼ぎ家族支援型のジェンダー政策を打っているところは、左翼政党が政権を主として握っている。スウェーデンでは、大きく2つに分かれていまして、必ず選挙という、2つのブロックの対立として認識をする。1つは社会民主主義ブロック。それからもう一つは非社会主義民主主義ブロック、この2つで、今、社会民主主義ではない政党が政権を取っているわけです。社会民主主義ブロックの方には社会民主労働党、女性党、それから左翼党、日本でいうと共産党などが入ります。それから、現在こっちのブロックが政権を取っているわけですが、非社会主義民主

義ブロックの方には、穏健党。保守党なのですけれども、向こうは穏健党とっています。それから、中央党、これは農民の利害を代表しているような政党、これが入っているわけです。

それでは、市場中心家族政策型、市場志向型はどういう政党がとるかということ、非キリスト教系の保守党というふうに言っています。非キリスト教系の保守政権は、アメリカとか、イギリス、カナダなどです。キリスト教がついていない政党がやる。そうすると、市場の介入を容認してしまう。つまり、社会保険といいながら、そもそも教会で何かやっていたということがないので、市場の介入を容認する。それから、最低保障だけをやる。つまり、基礎的な安全保障だけをやり、かつ、市場中心の家族政策モデルを展開していく。こういう政策を打っていくのだと言っております。ちなみに、日本で政権交代が起きたときに、私の教え子がスウェーデンでテレビを見ていたら、久しぶりにスウェーデンで日本の政治特集を放映していた。日本はどうも2大政党制を目指し政権の交代が行われているということなのだけれども、スウェーデンでいうと、非社会民主主義ブロックと社会民主主義のブロックの2大対立ではなく、非社会民主主義内部での対立でしかない、という解説をしていたというので、適切だというふうに私の教え子は言っていました。

さて、そこで、こうした社会保障と経済的なパフォーマンスの関係。これはいろんなところで使っておりますので、簡単に説明しておきます。先ほど言いました、フランス、ドイツのような、非常にコンサバティブに一般家族を支援していくというようなところでは、ドイツもフランスも社会保障に対する支出は非常に高い。それから、日本とかイギリス、アメリカは社会保障の支出が20%以下、イギリスはちょっと超えています、20%に行かない。それから、スウェーデンもこれは高い。両立支援型よりも、今、世界で一番高いのはフランスですから、フランスが高い。これと経済成長と関係するかということ、あまり関係しないということです。ドイツは、まあまあ経済成長していますけれども、スウェーデンは両立支援型で、社会保障が分厚くて、経済成長を非常にしていて、イギリスやアメリカは経済成長していない。経済成長と社会保障支出との間にはあまり相関がないのです。ところが、はっきりいえることは、社会保障を小さくしてしまうと、格差や貧困があふれ出るということです。ジニ係数は高い方が格差は大きくて、貧困率はそのまま見ていただければいいわけです。それから、財政収支もスウェーデン、デンマークなどは全部黒字ですから。スカンジナビア諸国の財政は黒字で、小さいところが大体破綻するのです。というよりも、完全に相関するのは、租税負担率です。歳出の大きさではなくて、租税負担率の小さいところは破綻するので、見ていただければ分かります。これはちょっと古いので、今やイギリスやアメリカはもう10%を超えていますから、4.6、4.8ではなく。平均で取っているからですけれども、えらく大きなことになっている。

さて、そこで、社会保障の中身を見ていくと、どこが違うのか。これも言い古されているので、簡単に説明しておきますと、6のところを御覧下さい。日本とアメリカを見ていただいてもいいのですが、日本、アメリカ、それからスウェーデン、ドイツ。日本、アメ

リカを市場志向型というふうに見て、スウェーデンを両立支援型の代表として、それから、男性稼ぎ主型をドイツで見ていくと、どこが違うのか。一番下は高齢者現金だから年金です。それから、保健医療と書いてあるのは疾病保険、医療保険です。この2つは、そもそも男性稼ぎ主型を前提にしている社会保障であり、それは先ほどの我々の認識からいえば、重化学工業の時代の社会保障のやり方。つまり男性が主として働きに行っているということを前提にした社会保障。つまり、女性が家庭内でアンペイド・ワークをして、育児や養老や様々な家族に対するケアや家事などをやっているという、核家族を前提にして政策を打っている。したがって、その他がないのです。つまり、年金と医療保険、それ以外がないということになっているわけです。

3番目の家族現金を見ていただくと、スウェーデンは1.49。家族現金というのは、子ども手当、児童手当ですので、どちらを言っても構いません。ドイツは1.09です。これは先ほど言いましたように、定義からいって家族手当を出すことになっていますので、男性稼ぎ主型でも。日本は0.43と、男性稼ぎ主型にもかかわらず、えらく小さいのです。男性稼ぎ主型というか、簡単にいってしまうと、市場志向型というふうに分類されているからです。極端に言えば、子どもを育てるのなら自分の力で育てなさいよと、こういう政策になってしまっているということです。その後の高齢者現物は高齢者に対するケア、ヘルプ・サービスですから、これも重要なポイントになるわけで、これは主として女性が担わされるという危険性があるわけです。スウェーデンを見ていただきますと、4.26。ドイツは0.55、出さない。これは男性稼ぎ主型か両立支援型かの差ですね。日本は1.45、スウェーデンの4分の1ぐらい。さて、その後の家族現物という、これは保育のサービス、育児サービスです。これを見ていただきますと、スウェーデンは両立支援型で、1.46。男性稼ぎ主型のドイツは0.75ですが、市場解決型の日本では0.36。こういうふうになるということです。

その他の中で一番重要なのは、再訓練、再教育、つまり積極的労働市場政策やアクティベーションとかといわれている政策なのですけれども、ここも日本は非常に少なく、産業構造が重化学工業から大きく変わっていくときに、重化学工業の時代の旋盤工を理科の先生とかプログラマーにしていくというような、再訓練、再教育の整備がないということの意味します。

さて、そうなるこれがどういうことになっていくのかというと、見ていただければと思いますが、スウェーデンは経済成長をする。ドイツについては、経済成長はまあまあしているけれども、先ほども言ったようにユーロ圏に入っているからなのです。つまり、マルクが安く出ているからなのですが、しかし、そのためにドイツは極めて格差が大きくなりました。こんなに格差の大きい国ではなかったのですが、ジニ係数も0.298。0.3に近くなるというのは、ちょっと信じられないことですね。それから、相対的貧困率も10%を超えるなんて、ドイツではあり得ないことだったと思いますが、極めて格差と貧困が大きくなっている。

これはどういうことかという、ドイツも重厚長大の産業のまま、ユーロになっていきます。マルクが安く出ているので、どうにか経済は回すことができますけれども、結局、新しい産業構造への転換、つまり女性の労働市場への進出がうまくいかないという結果が、格差や貧困や経済成長率に関わってきます。端的に言えば、ドイツに行ってもらえば、ドイツの携帯電話を使っている人は少なく、みんな人口僅か500万のフィンランドがつくっているノキアとか、スウェーデンのエリクソンを使っているわけですから。そういうところが遅れるわけですね。

第一、重化学工業時代の社会保障、つまり、男性が主として労働市場に出ていくということを想定して、女性が家庭内にいるということを想定した社会保障だと、日本もそうですが、格差も広がってしまう。それはなぜかという、家庭内でのアンペイド・ワークに足を引っ張られながら労働市場に出ていく人と、家庭内でのアンペイド・ワークから完全に分断されて労働市場に出ていく人、男性と女性に分断されると、労働市場が二極化するのです。パートとフルタイム。正規と非正規。そうすると、格差も激しくなって、貧困も大きくなる。アングロサクソン諸国では大体働かないからであるとの説がありますが、日本の場合にはワーキング・プア、つまり働いても働いても貧しくなってしまうというように、労働市場の賃金構造がおかしくなっている。こういうのは1回労働市場が分断されると、不況のときは最初に労働市場に出ていく人、非正規、パートの方で影響を受けてしまいますので、今、非正規、パートの労働市場で苦しんでいるのは女性と若者たちということになってしまうわけです。

こうした問題を解決するにはどうしたらいいのかということですが、重要なのは、これはコルピが指摘しているところなのですけれども、8ページ目、これは、再分配のパラドックスといまして、ユニバーサルにしないとだめだということなのです。選別するのではなくて、ユニバーサルにしていく。つまり、多様な生き方を認めるというのは、選別ではなくてユニバーサルにするということでは保障できない。

ここで社会的扶助支出というのは生活保護だと思っていただいて構いません。生活保護が高いのは、アメリカ、イギリスなのです。日本は例外的なのですが、市場解決型というか、市場志向型だと貧しい人に限定してお金を配る。スウェーデン、デンマークを見ていただきますと、生活保護を出していないといってもいい。それから、主として男性が稼ぐという形、一般家族支援型のドイツ、フランスはその中間になります。そうすると、ジニ係数を見ていただきますと、生活保護の大きいアメリカやイギリスは格差が大きくて、生活保護の支出が少ないスカンジナビアは格差を抑え込んでいる。そして、ドイツとフランスはその中間。さらに貧困率を見ていただいても、アメリカやイギリスは貧困があふれ出るけれども、スウェーデン、デンマークは抑え込んでいる。ドイツやフランスはその中間というふうに、明確に分かれる。これが再分配のパラドックスです。

これを握っているのは何かというと、右の社会的支出の大きさが決定づけていて、それは、先ほど言ったユニバーサルに出し、同時にサービスできちんと出すということです。

ユニバーサルというのは、性で差別をしない、民族で差別をしない、職業で差別をしない。それだけではなくて、一番重要なのは、所得で差別をしないということです。

簡単に言ってしまうと、重化学工業の時代に主として男性が市場で働いて、市場でお金をもらってきて、そのお金で市場から生活物資を買ってきて、家庭内にいる主として女性がアンペイド・ワークで家族の生活を支えるという家族像ではなく、アンペイド・ワークをしている女性も男性も外へ出ていくようになってくると、そもそも家庭内の社会システムでやっていた機能が小さくなっていきます。そこで、その機能を政府がサービスで保障する。つまり、先ほど見ていただいたように、育児サービスとか養老サービスとか高齢者福祉サービスを社会化して出していくということです。これは、重化学工業の時代の社会保険国家から、社会サービス国家への転換が重要になってくるのだ。つまり、それをしないと、女性が労働市場に同じような条件で出ていけない。足を引っ張られたまま出ていってしまうということです。

そういうことをやるためには、財政を小さくして機能を小さくするのではなく、有効に機能させるために再編しなくてはならない。なぜ財政を再建して強くしなくてはならないのかという理由は、財政を有効に機能させて、産業構造を転換するために安心してチャレンジできるような仕組みをつくらなくてはならないからです。それは、強い社会保障をつくらなくてはならないからです。強い社会保障も、生活保障をするのにも、現金給付だけで生活保障をしてはだめで、現金給付とサービス給付をセットでやっていくことが必要です。子どもの生活であれば、子ども手当と保育のサービス。お年寄りであれば、年金で全部やろうとするからきつくなるのです。年金で何かサービスを買って来いというから話がややこしくなるのです。年金とサービス給付とセットで。それから、失業者もそうです。失業保険という現金給付と再訓練、再教育というサービスとセットで全部やっていく。実はそのことが、これからのインフラストラクチャーになります。社会システムの前提条件で重要なのは、物的なインフラストラクチャーです。つまり鉄血宰相ビスマルクといわれたように、重化学工業にこれから向かうというのだったら、全国的な鉄道網、交通網とか全国的なエネルギー網がインフラストラクチャーになったのだけれども、これからは、知識の時代です。競争力で負けているのは知識ですから。日本は、韓国や中国が出てきて負けそうだと言っていますが、中国と韓国との貿易収支は真っ黒です。工業がちゃんと進んでいるドイツとの貿易収支は黒です。負けているのはどこか。一番負けているのは、フランスとイタリアです。そもそもイタリアなんて貿易収支も経常収支も真っ赤なのに、日本とは黒ですよ。いわゆるブランド物は、みんな付加価値をつけられている。デザインとか、付加価値つけられてやられる。

それで、8番目、これまでの市場志向型の税制改革というのは限界があるのではないかということをお話しした上で、ちょっと飛ばしていただいて、最後の11。

税制改革の方は何をやるのかということですが、税制改革で重要なのは、正義、公平といってもらってもいいわけですが、負担を公平に分ち合うということが基本です。日本

の国民は、租税というのは国民を苦しめる不幸なものだということを完全に刷り込まれているのです。租税というのは、スウェーデンのように悲しみを分かち合ってエウデモニア、幸福を実現していくための手段だというふうには全く考えていない。どちらが正しいかというのは、もう明らかなのです。なぜかというと、スウェーデン、デンマーク、フィンランドなどの租税負担率、今、世界で一番租税負担率が高いのは後で見ていただいてもあれですが、デンマークです。67%ぐらい行っているのですけれども、日本は21%、3分の1も行っていないのです。アメリカもそうです。日本とかアメリカというのは、経済成長もしないで苦しんでいるわ、格差や貧困はあふれ出ているわ。

第一、内閣府で今、松元事務次官が一生懸命やっている幸福度で見れば、いろんな幸福度の出し方がありますがけれども、大体、税負担の高いデンマークが世界1位ですからね。あとは上位を完全に独占しているというぐらいスカンジナビア諸国があって、税負担の低い日本なんて、中国に負けて、レスター大学によると90位です。アメリカも低い。低い国は不幸せなのです。しかし刷り込まれてしまっている。

重要な点は何か。正義が貫いていることと、使い道ですね。使い道がどこに行っているのか。使い道が国民の生活を支えているということをすれば、租税負担率は高くなります。しかも、それはユニバーサルに出すということです。ユニバーサルに出すということは広く中産階級の生活を支えますから。ところが、それを狭くしてしまう。日本はすぐ何かケチるのですよ。所得制限つけましょうとか、ケチりますね。そうすると、何が起こるのか。負担者と受益者が分断されるのです。国民が分断されるのです。分断されたら、連帯がなくなったら、もう終わりです。その国家は滅びます。

納税者の反乱というのが起きるのは、租税負担の低い国で起きるのです。高い国では絶対に納税者の反乱は起きません。なぜか。それは負担者と受益者が分断されているからです。何で我々がこんなに税金を納めて、受益はもらえないのか。ユニバーサルにやっていたら全然問題ないということです。

19世紀辺りから、正義の考え方が、これはアリストテレスの言葉「匡正的正義」に替わってきております。そのことは、市場での所得分配は正義か正義ではないかという問題なのですが、19世紀末辺りは、市場での所得分配は正義ではないので市場社会をやめるという考え方が出てきます。御存じのようにマルクス主義ですね。それに対して、市場での所得分配は正義ではないけれども、修正をすれば正義になるのだという考え方が出てきます。市場での分配が正義だとすると、累進税はその分配を再分配してしまうわけですから、正義ではないのですが、租税の中に社会政策的な理念を入れると、再分配は正義だという考え方に変わっていきます。実は、この変わっていったときにジェンダー問題で重要な話になってしまうのです。

変わっていったときに、先ほども言いましたように、重化学工業の時代で男性だけが出て行って、男性だけが稼いでくる家族を前提にしているときは問題がありませんでした。けれども、女性も男性も市場に出て行って稼ぎますということと、先ほども申しましたよ

うに累進税率でお金持ちが高い税負担をしてくださいねということをやると、これは、課税単位とその人の経済力をどうやって測るのか。家族単位で測るのか、それとも個人単位で測るのかという問題が関わってくるのです。なぜなら、家族単位で測って累進税率を掛けると、結婚をしなくなってしまうわけです。しなくなってしまうというのは変ですが、今までそれぞれ1,000万の所得を得ていた女性と男性が、10%ぐらいの税率だったのが、2,000万になると20%だということ、えらく累進税で取られてしまうわけですので、結婚しなくなってしまう。つまり、婚姻に対するペナルティだ。個人単位でやると、これはクリアできるわけです。結婚しようとしまいと、別々にやっていると。

もう一つ重要な点は、二分二乗制度。これは、女性と男性が1,000万ずつ働いて、家族をつくった場合には、二分して、2,000万を2つに分けて1,000万にしておいて、そこで税率を当てはめる。10%と当てはめて、それを2倍にするという制度がアメリカ、ドイツで出てきました。ただ、これをやるとどういうことになるかということ、これは逆に専業主婦とか収入のない女性がいた方が有利になるわけです。お金持ちだった2,000万の人が、突然無収入の女性と結婚すると、2つに分けられますから、2分の1ずつで、1,000万、1,000万にして、税負担をかなり激減させることができる。これは、結婚に対するギフトだということになって、世帯単位は結婚なき愛を育ててしまうけれども、二分二乗制度は愛なき結婚を増長してしまうという、わけのわからない理屈が出てきています。これも行き詰って、結局、中立的にするのには個人単位にするしかないのですが、個人単位で問題点なのは資産所得です。日本は世界で一番とっていいぐらい最初に、個人単位を入れました。これは、シャープ勧告です。しかし、シャープ勧告は、資産所得を個人単位にしてはだめだ、資産所得は夫婦合算にしろ。そうしないと、お金持ちはお金持ち同士が結婚し、資産の名義を簡単に分散できますから、名義を分散して高額の累進税率を逃れてしまうということを書いて、資産合算をやりました。しかし、資産合算制度は消費税が導入されているときに、ほとんど何の議論もなく、廃止されています。これは、えらい問題ではないかと思うのです。

したがって、個人単位をきちっとやっていながら、個人単位の欠陥を修正していくということをしていかないといけません。個人単位は勤労所得だけ、女性でもたくさん所得のある方いらっしゃるわけです。これは、資産所得は資産所得できちっとやらないとだめということですね。

ただ、社会保険、社会保障の場合にはユニバーサルでやらなくてはいけないのですが、税の場合にはむしろデファレンシエーション、差別性を考えないといけません。先ほど税の方では二分二乗というのはまずいということは言ったのですけれども、社会保険の場合には、二分二乗にしないとだめだ。働いていない女性にもちゃんと権限を与えるということからすれば、そもそも家族、社会システムがうまく機能しなくなっているのです、それをサポートするのが社会保険ですから。そうすると、年金などは二分二乗にしてしまう。つまり、社会保険は世帯単位の合算分割主義をとるというふうに考え方を改めていかなければ

ならないというふうに思います。

それで、1965年の半ばだと、市場志向型のアメリカも、ヨーロッパの国々も大体GDP比で30%ぐらいで租税負担率というのは変わらないのです。ところが、ヨーロッパ、特にスカンジナビア諸国は、その後もずっと負担率を引き上げていきます。この負担率を引き上げていったのを、何に使っているかというところ、対人社会サービスで使っているわけです。先ほど言ったように、医療、福祉、教育という社会サービスで使っているのです。ところが、アメリカの場合には、その後、小さな政府で、お金を出さないという方向に動いていくわけです。ただ、小さな政府にするのであると、累進性にしないとだめなのです。なぜなら、市場の領域が大きくなりますから、格差が大きくなるのです。それを税制が是正するような形で動かないとだめですので、アメリカは現在でも75%ぐらい所得税で調達するということになっています。しかも、付加価値税は入れていないのです。

ヨーロッパで付加価値税を増税していくときの論理は、所得税の欠陥を補完するために入れるのです。所得税の累進税率はもう限界に達した。それから、所得税の税制調達能力にももう限界が来ている。さらに抜け穴がどうしてもできてしまう。所得捕足面で、つまり実践面でどうしても抜け出し得ないような、払拭しがたい欠陥を持っている。それを是正するために付加価値税を入れていこうとって、接木していくのです。つまり補強していくのです。

ところが日本の場合、やり方がまずかったのではないかと思いますのは、所得税の累進性とか税収調達能力を補強するのではなくて、解体していったということです。つまり、どんどん所得税の割合を少なくしていった、そして、そこに消費税を入れてこようとしたので、一番最後に書いておきましたが、小さな政府にするのだったら、先ほどの理屈から累進性にしなくてはいけない。大きな政府にして、みんなで助け合って生きていこうという普遍主義的なものをつくるのであれば逆進性でも認められるというのが原則です。日本は小さな政府にしていくのだといいながら、逆進性にしてしまった、施行してしまっただけところが大きな過ちで、これは是正しないといかんともし難いのかなと思います。

ちょっとまとまりのない話になってしまったかと思いますが、ポイントは、社会保障面で多様な生き方を支えるには、結局、ユニバーサルに保障していくということが重要で、それは、やはり連帯と平等を支えるということなのではないかと思います。

ただ、税の場合には、所得の多い人と少ない人は変えた扱い方をどうしてもせざるを得ない。先ほども言ったように社会保障の方は所得で区別しないのですが、理屈がちょっと違って来る。したがって、先ほどの話などについていえば、日本の問題は、課税単位を個人単位にして、扶養家族控除などの家族的な配慮をやっているのです。これをやっている国は、多分、両方とも財政が悪いのですけれども、日本とギリシャぐらいではないかなと思う。もう一つある。

いずれにしても、日本は個人単位なのだけれども、家族政策的な配慮を控除でやる。これは、社会保障でやらないからではないかと思います。なるべく税制ではそういう配慮は

やらないというのが普通で、やるのであれば、先ほど言ったように、デファレンシエーション、差別性というか、累進的にしていくということである。そうしたことを貫くということが結局、ジェンダー不平等みたいな問題を解決していくことになるのではないかと、うふうに思います。

どうも御清聴ありがとうございました。（拍手）

○鹿嶋会長 どうもありがとうございました。

皆さんから、質問でも意見でも結構ですが、伺いたいと思います。まず、1つ聞きたいのですが、冒頭にジェンダー平等という言葉を使わずに最近は多様性という言葉を使っていると。少しゆがみも生じているというふうな言葉をおっしゃってから、説明に入ったと思うのですが、ゆがみも生じているというのはどういうことですか。

○神野名誉教授 これは、老いては子に従えの話にもなるのですが、1つは我々男性も、我々の世代というのは第2の性の時代ですので、ジェンダー平等、不平等を解消するということは、人間の解放であると思います。人間の解放ですから、我々男性自身も人間の解放で苦しんでいるのに、それが解放するということは、まさに人権としての女性を解放することによって人間の解放として進める。つまり、人権とかそういう問題として理解をしていたはずですが、ダイバーシティを使う場合マネジメントと結びつけられると、企業経営にプラスになるからだという言い方とセットになる場合が多いということです。したがって、ダイバーシティということを経営で使っている場合には、何もジェンダー問題だけを扱うわけではなく、最初の手がかりだというふうに使われているので、そこがゆがみの1つですね。

そういう考え方をかなり極端に進めていくと、結局、専ら正社員の問題に光が当たってしまいます。先ほども言いましたように、ジェンダーで苦しんでいるその多くが、非正規で苦しんでいるのに、その問題に光が当たらなくなってしまうということです。

それから、意識改革ということだけではなく、組織改革とか構造改革を重視するという点は評価できるけれども、先ほども言いましたように、多様性を尊重するということは、ともすると逆に、同質性を認識することだということが見過ごされがちになるのではないかと思います。僕は2、3冊読んだだけなのですが、それを読んだ上で、一応私の教え子なのですが専門家にレクを受けると、メリットもあるけれどもそういう欠陥もある。こういうことなので、そのように申し上げたわけです。よろしいですか。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

皆さん、ほかに質問、御意見ありますでしょうか。

監視専門調査会は直接的な議論をしてきましたので、なかなか意見、質問が出にくいかもしれませんが、例えば、私どもの中で、第3号被保険者とか配偶者控除とか、そういう問題についての見直し、場合によっては廃止といった提言を第3次基本計画の中で出しています。そこで、そういう社会制度の慣行の見直しといったようなものを今の先生のレクの中で位置付けていくと、どういう形でどういうふうの問題なのだというふうなこと、も

し、その辺がわかればお伺いしたいと思うのです。

○神野名誉教授 第3号被保険者問題は、私の考え方でいえば、先ほども言いましたように二分二乗にしてポータブルにしていくというのが最終的なゴールなのです。それを最終的なゴールにしなが、年金というのはすぐには変わりませんので、スウェーデンは20年でやったのですが、日本は40年だと40分の1ずつ変えていくわけです。旧来型の制度もそれを見据えながらやっていくという努力をしていくということだろうと思いますが、ただ私たちは部分的にしかいつも規定できないので、どこをどう手始めにやっていくのか。つまり、戦術はいろいろあるので、これは状況に応じて緩急自在にやって構いませんが、年金制度について二分二乗にしてポータブルにしていくという目的をちゃんと見失わないようにするべきではないかと思ひます。

配偶者控除の問題は、先ほども言ったように、それを取り巻く制度との関係があります。私が最初にこれを言われてこれにタッチし始めたのも大学院を出た辺りだと思ひますので、ずっとやっていたのです。この課題はずっと同じ議論にどうしてもなるのですよ。私どもの専門家委員会でも、女性でも配偶者控除を廃止すべきではないという人はかなり強い意見として存在しています。

問題なのは、他の政策体系と含めて考えなくてはいけないのですが、税の方からいえば、配偶者控除が基礎控除と同じだけあるというのは、ほかの国ではあまりないのです。日本は、社会保障政策や社会福祉政策を手当や給付で打たずに、控除で打ってきた。これは、こういう問題が出てきた辺りから、日本の財政というのはゼロ・シーリングなのです。予算要求が増分主義で要求してきますので、各省の政策が、本来政策を打つために税金を納めているのに、支出で打たずに税金の方の控除にどうしても流れるのです。その影響も強くて、税の方は個人主義を貫徹しながら、少なくとも基礎控除に限定する。基礎控除だけでいくと日本は結構低いので、どうするかという話が出てきますが、家族政策的な配慮、又はジェンダー政策的な配慮は税で打たずに手当ないしはサービスに変えていく。そういった政策とパッケージで打ち出して、税の方は経済的な力に応じて課税をするという理屈、正義を貫徹していくというのが筋ではないかと思ひています。

○鹿嶋会長 それでは、先生、どうも長い時間ありがとうございました。これで終了したいと思ひます。本当にありがとうございました。

(神野名誉教授退室)

○鹿嶋会長 専門調査会の皆さんは、今から前回の関係府省ヒアリングや本日の神野先生の有識者ヒアリングを踏まえて、次回の調査会で「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」について意見を取りまとめることとなります。

前回の調査会の後、皆さんから意見案に盛り込むべき事項について出させていただきました。この意見と前回の調査会における皆さんの発言を踏まえまして、現時点で意見の骨子案を作成してあります。それが本日の資料の2であります。この骨子案について事務局から説明をしてもらいます。

○中野渡補佐 この骨子案は、今、会長がおっしゃられたとおり、前回の専門調査会での委員の皆さんの御発言や、その後いただきました御意見などを踏まえまして、本日の議論のベースとするために作成したものです。

意見の柱としましては、第3次基本計画の第2分野から「税制及び社会保障制度の見直し」、「男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供」、それから第5分野から「全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実」の3本を想定しております。

まず、1の「税制及び社会保障制度の見直し」についてですけれども、これは前回、財務省及び厚生労働省からヒアリングを行いまして、その際にも各委員の皆様から御意見をいただいておりますけれども、本日、神野先生の有識者ヒアリングを行うこととなっておりますので、この部分については具体的内容を骨子案には記載しておりません。

2の「男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供」についてですけれども、こちらは前回、男女共同参画局から説明をさせていただいた部分に関するものでございます。

まず、1点目については、固定的性別役割分担意識の解消のための広報啓発を行うべきであるという御意見をいただいております。これを、世論調査などの男女共同参画をめぐる国民の基本的意識の実態把握を含めて行うことを求めるということとしております。

2点目は、これも前回の調査会でも御意見をいただいたところですが、第3次基本計画の中の成果目標のうち人に関する成果目標で、男女別の把握ができていないものが幾つかございますので、これについて改善を図るための措置を講ずることを求めるということとしております。

3点目は、ジェンダー予算の関係ですが、国の政策のPDCAサイクルの中で男女共同参画の視点を取り入れるために、政策の企画立案又は評価に携わる職員のための研修におきまして、男女共同参画の視点を習得する機会を積極的に設けることを求めることとしております。

4点目は、今後公表される予定の社会生活基本調査の結果を用いまして、無償労働の実態を国民にわかりやすく提供することを求めることとさせていただきます。

5点目ですが、こちらは本年3月14日の男女共同参画会議でも今後の取組事項とされたものですが、男女共同参画の調査研究に関わるものであるため、ここに記載しているところです。

それから、3の「全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実」につきましては、前回、内閣府の共生社会政策担当から説明させていただきまして、委員の皆様からもいろいろ御意見をいただいたところとさせていただきます。現時点におきましては、国会において審議をされている状況ですので、このような記載としております。

○鹿嶋会長 今回の骨子案についての質問、あるいは御意見がありましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岡本委員 民法改正について今何の動きもないという状況かと思うのですが、1

つは国民の意識というものがどうなのかと。これは重要な問題だと思いますから、この中できちんと把握をしていただきたいということ。そのことがここに入っていればいいのですけれども、もし入っていないようでしたら是非そのところも入れ込んでいただきたいと思います。

政府の動きとか、そういったことについてもきちんと私たちなりに把握をして、意見を言うものがあるとすれば言うべきではないかと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

○畠中委員 中身の議論に入る前に質問ですけれども、いいですか。

もうひと月も前の新聞に、例えば朝日新聞で、「経済の再生女性の力で政権、実現へ工程表」とあって、野田政権は女性の活躍を、「経済再生の不可欠な課題」として位置づけて、具体策を検討する関係閣僚会議の初会合を開いたと書いてあるのです。その中身を見てみますと、例えば、「所得税の配偶者控除の見直しなどの検討」とか書いてある。この記事を読んで疑問に思ったのですけれども、こういう問題の検討の場が変わったのかどうか。要するに、この男女共同参画会議で一生懸命やっているものについて、その検討の場が関係閣僚会議の場が変わったのかどうか、事務局の方から、男女共同参画会議とこの関係閣僚会議の関係についてお教えいただければと思います。

○三上調査課長 女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議でございますけれども、これは総理の決定に基づきまして、もともとは国家戦略会議におきまして民間議員からの提案が出て、それを受けて総理が中川男女共同参画担当大臣、それから古川国家戦略担当大臣に指示をして、特に経済活性化に女性の活躍を結び付けるという発想で重点課題を整理して、それを年内に工程表をつくるべしということでありました。ですので、メンバーとしても両大臣のほかには経産大臣、文科大臣、農水大臣、外務大臣、厚労大臣と非常に限られておりまして、関係が深い閣僚で短い期間で集中的に議論をするということでありまして、経済の活性化に主眼を置いています。

閣僚会議は5月に開いて、もう6月ですので、あと1回開くということで今、準備を進めております。

1回目に示された提案は、経済活性化に結び付くようなものを中心に出ていまして、今おっしゃられたような税制・社会保障みたいなものも1つのポイントとしては出ておりますけれども、そこで何か深く議論をしていくということが想定されているというようなものではございません。そういう意味では検討の場が従来と変わったというようなことではなくて、全体として進めていくパッケージの中にそういうことも忘れてはいけないというような形での提起はされていると理解しております。経済活性化というところに関心は強く置いて、機動的に政治レベルでスピード感を持って重点課題を整理して動かしていくということですので、従来の男女共同参画会議とか推進本部の機能の一部がそちらに

移るというようなことを模索して動いているものではないと理解しております。

○畠中委員 関係閣僚会議でこういうことも含めて検討をしていただいて、実現していただくのは大変結構なことだと思うのですが、もし検討の場が移ったということになれば、では我々は何のためにやっているのか、ということになりますので、質問したわけです。

○鹿嶋会長 それはないと思います。ポジティブ・アクションの工程表はこちらとの整合性を取るのですよね。

○三上調査課長 閣僚会議の方のアウトプットは6月中という総理からの宿題でもありますので、次回のときには何らかの形でそのアウトプットをこの場で御紹介することもできると思います。それから、工程表を作っていく段階などでも更に見える形になっていくと思いますので、そこは当然、この監視専門調査会と併せて男女会議が開かれることになれば、男女会議にもその閣僚会議のことを報告するということになっておりますので、またそこでのお話になると思います。

○鹿嶋会長 閣僚会議の名前が「女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議」なのです。そういうこともあって、古川国家戦略担当大臣が、この会議は男女平等の視点じゃなく経済の視点でと入れているのです。そうすると、逆に言うと、先ほどの神野先生のお話になってくるのですけれども、例えばダイバーシティの問題点として、ジェンダー平等とどこが違うかという点と、ダイバーシティの方はとにかく企業の活性化にポイントがいてしまっていて、ジェンダー平等という言葉の中に含まれている人権の視点とか、そちらの方がなくなるという点と、似かよっている点があると個人的には思っているのですが。

○三上調査課長 そういう意味では、次回に御提示申し上げるこの専門調査会の意見書というのは、既に3月に取りまとめたいただいたものに、後ろに付ける形で考えておりますけれども、例えば「はじめに」の部分に、その女性等閣僚会議とこちらの意見書がどういうふうに補完し合うとか、どういう関係に立つものであるかというようなことを記述するとか、例えば雇用セーフティネットみたいなところは、経済活性化というところから中心ではないような人たちにも目を向けたような部分で、第3次男女共同参画基本計画としてまさに扱っている部分だと思いますので、両者がうまく相まるような形にもできるのではないかと考えております。

○鹿嶋会長 よろしいですか。

○畠中委員 この男女共同参画会議の検討が無視されていないということなら、私は結構だと思います。

○鹿嶋会長 無視されてはいないと思います。

ほかに御意見ありますか。

○山本委員 今日いただいた資料2の真ん中の政策のPDCAサイクルの中に男女共同参画の視点を取り入れるということで、ここに政策の企画立案・評価に携わる職員の研修において措置を講ずるとあるのですけれども、政策の企画立案・評価という面で申しますと、現

在、行政機関の政策評価に関する法律、政策評価法といわれる法律がありまして、これに基づいてそれぞれの行政機関が自分の行っている政策の評価をしている。これは法案をつくるときの企画立案といったようなことも含まれますし、特に規制の分野などで規制が強化される際には必ず政策評価をやるようにということになっています。その中に男女共同参画の視点を取り入れることができると、恒常的・制度的にPDCAサイクルの中に男女共同参画の視点が入ってくるのではないかと思います。

現在法律の中には、政策の有効性・効率性と書かれていて、更に政策の特性に応じてその他の観点、というふうに一般的に書かれています。閣議決定の中で基本方針という形で、それを具体化しているのですけれども、その中には、その他の観点として公正性というのが入っています。ただ公正性の中身として男女共同参画ということまでは入っていないのです。ただ、政策評価法を審議した国会では、男女共同参画といった視点も考えるべきだという意見が出ていた。それから、公正性の中身をもう少し詰めていくべきだという議論も出ていたということですので、そういう観点からいうと、この中に、特にその他の観定の公正性の中に、男女共同参画の視点が何とか入らないかなと思います。

恐らく閣議決定として定められる政策評価に関する基本方針の中に、内閣、政府の方針としてそういうものを入れていくことができれば、恒常的な男女共同参画の視点が入ってくるのではないかと思います。

○鹿嶋会長 大変いい意見をありがとうございました。是非その意見は取り込みたいと思っています。

どういう視点でも結構ですが、ほかに御意見はございますでしょうか。

○奥山委員 前回の資料を読ませていただきまして、今日も神野先生のお話をいただいたわけですけれども、男女共同参画の様々な施策を考える立場に我々はあるわけですけれども、直近の2回の専門調査会のような、比較的社会の根底の制度から、その中立性であるとかジェンダー・バイアスであるとかというようなことを、しかも日本の現実に即して深めていくということは、地方自治体では全く資料が入手できなくて難しい課題であります。前回御提出いただいた資料なども含め、国としてこういう数字をしっかりと出してこられたこと、例えば前回であると、扶養控除が累積的にどの収入階層からどの程度の総額になっているかというような数字、あれは自治体では調査したいと思っても決してできない数字でございまして、ああいうものをしっかりお出しいただいたということは、本当に貴重なことだったなと思ってございます。

今日もそう思いましたけれども、やはり我々地方自治体は、税制でも法律制度でも、ある程度社会というのはこんなものだと思って、そこから考えるというところがありますけれども、まず自分たちが立っている土台の成り立ち方をもう一回顧みてみるというのは、これから我々が新しい社会を目指していく上で大変必要なことではないか。

ともすると、これは私自身の反省も踏まえてなのですからけれども、その社会の土台を成している法であるとか税制であるとかそういうことにあまり識見がないために、どうも女性

はそもそもパートぐらいの働き方を希望しているのだというような、制度がひょっとすると誘引しているかもしれないものを、本人、当事者の思いであるというふうに受け止めてしまったり、女の方は家庭も自分個人も経済活動もほどほどにしたいというのがあるからね、というように、つい後追いで何かそこに理屈をつけてしまうような思い込みもあるのではないかということ、直近の2回の資料や今日の先生のお話で大変考えさせられたところでございました。

今日の神野先生のお話に1つあった点でいえば、私どもは地方自治体としていろいろなマネジメントを考えているわけですが、やはり国の財政が非常に厳しいということで、地方交付税も絞り込むとかいろいろあるわけです。そうすると地方自治体は、今日の「マイティ・トライアングル」の中でいうと、これからの神野先生の目指される1つのトライアングルの中としては、我々は生活分野におけるサービス提供というのが1つの大きな社会的に果たす役割になるわけです。しかし、3割自治の中で、結局、我々はこれからあるべき社会に向けて前進させていくための、背中を押すための制度を、地域で生活者の方々の視点に立って推進していかなければいけないのに、国家財政が非常に厳しいということが交付税につながって、地方として背中を押す事業も結局できなくなっている、というのが現状としてやはりあるのではないかというような気がするわけです。

ですから、やはり結構根本的な問題をしっかり考えていく中で、だれがどういう実現の手段を持っているかということは、もう少し議論を深めていく必要があるのかなというふうにも思いました。

今、御承知のとおり地方を苦しめているサービス給付、現金給付の中の最たるものは生活保護の問題でありまして、これは不当にもらっているとかもらっていないとかというのは非常にごくごく一部の話でありまして、極論すればですけれども、そもそも生活保護がああいう制度としてあることが、ある意味では両立支援型社会に向かう、再教育に向かうべき、再訓練に向かうべき事業予算を地方から奪っている、そういうような感じもいたしました。そういうことは少し考えて深めてもいいのではないかと思います。

また、ここにもお書きいただいている3番の子育て支援、子ども・子育ての政策が今どうなるかは、国会の中でまだよく見えないところでありまして、我々地方自治体が今回の総合的な子育て施策の展開に期待しているのは、今まで国費が投入されることが恐らく一番少なかったと地方自治体が考えております、子育てに関わる医療補助であるとか、認可保育所以外の保育システムの地方単独助成であるとか、我々としては両立支援型に向けて前進させたいと思っている制度に初めて国費が投入される可能性が出てきたということではないかと思っております。

そういったことも含めて、国民の皆さんからいただいた税が、国で使われる場合と地方で使われる場合があって、国が果たす役割と地方が行う役割の中で、今日の神野先生の話でいえば、税がむしり取られている困ったものではなくて、税がどういう形で還流している、どういう政策に使われると、国民の皆さんの中で、自分たちの生活を支える一番よき

ものであるというふうに、特に男女共同参画の視点からも思っていたかということについて、もう少し全体として勉強しなければいけない。特に自分自身も地方自治体をあずかる身でありながら、今までそういう視点からの深め方が足りなかったなど大変反省をしたところでございました。

大変勉強になりました。ありがとうございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

○廣岡委員 2番の一番最後のところですけども、「男女共同参画等に関連する調査事業等において総合評価落札方式による」という文言がありますね。こういうことは適用する範囲をなるべく広くしてもらいたいと思うのですけれども、これはどう読んだらいいのか。どんな趣旨で、具体的にはどういう意味で書かれているのかちょっとお伺いしたいのです。狭く解して調査事業だけという意味なのか、もっと広い意味なのか、具体的にはどういうことなのか少し趣旨を教えてください。

○鹿嶋会長 僕の方で簡単に答えると、1つは基本問題・影響調査専門調査会の方でワーキング・グループを2つつくりまして、女性と経済と、ポジティブ・アクショングループがそれです。

ポジティブ・アクションのワーキング・グループの1つの検討項目が、総合評価落札方式等々のいわゆる公共調達の際のインセンティブの問題ですね。そこで議論した中で、こういうふうな総合評価落札方式による一般競争入札に当たっての、社会性を評価する主観的事項の審査の部分で、男女共同参画を積極的に推進している企業とか、そういうところを加点してインセンティブを与えるといったようなことが話し合われました。それをここに入れているのですが、もう少し事務局の方で詳しく話せますか。

○三上調査課長 まず、この部分はまさに3月に専門調査会の方でおまとめいただいて、それを男女共同参画会議に報告をし、そこで政府としての取組みたいなものを合意しましたけれども、その中にも書いてございます。

ただ、会計法規等々の一定の制約等もありますし、やはり大きいのは品質確保につながっている部分において男女共同参画との関わりがあるような分野という一定の縛り等があるので、当面はそこのできる範囲のものとして積極的にやっつけよう、ポイントとしてはそういうことです。

○廣岡委員 調査事業というと、調査だけで狭くなってしまうのかと思って、何となく違和感があるのですが。

○三上調査課長 ここは骨子ですのでまとめていますけれども、調査事業のほかに広報の事業とか研究開発の事業、この辺りぐらいで現在の法解釈の中で認められる範囲というふうに解釈されております。

○鹿嶋会長 国はこうですが、地方になってくると、もうちょっと範囲を広げてやっているところがあるのでね。

○廣岡委員 僕は、これは前々から是非やるべきだという積極論者なものですから、なる

べく広く解釈できるようなのがいいなと思っています。調査だけだとちょっと狭いなという印象を受けたものですから。

○鹿嶋会長 これは参画会議にはこういう形で報告していますので。

ほかには、よろしいですか。

○二宮委員 前回と今日のお話を聞かせていただいて、両立支援型の方向に向かっていくという流れの中で、基本的には一から構築するのであれば多分つくりやすいかと思いましたが。けれども、現状から移していくに当たって基本的にどこにひずみが来るのかというのはきちっと見ておく必要があるのではないかというのを強く感じました。

その中でも、基本的に税制改革の中とかで配偶者控除をなくして、その意味でいえば夫300万、妻100万というような形で稼ぎが行われているような状況を、夫300万、妻300万で1つの家族が構成されるような方向へと進んでいくのだとすれば、やはり労働の場所をいかに確保していくかというところが重要になってくるでしょう。その際に今日のお話でも出てきたいわゆる育児とか介護の部分を社会化して行って、政府サービスの一環として提供するというような枠組みが提示されていけば、それは、ある意味で、新しい形の公共事業のような捉え方もできるはずです。そこでは、いわゆる労働の場所を増やすという施策としても取り入れられる。この前お話しいただいた子ども・子育て関連3法案の中でも新規事業をある意味では受け入れやすくするというのは非常に重要な新しい仕掛け・仕組みだろうと思います。

その辺のところはどう動いていくのか、やはり注視していかなければならないのかなという感じを受けました。

あともう一点、技術的なところなのですけれども、このピンクのファイルですね。一番最後にCEDAWの資料が挙がっているのですけれども、2011年の8月の日本政府コメントのところで終わっているのですが、一応11月にCEDAWの方から再度の指示が出て、1年以内にコメントを出すよう再度追加情報の提出を求められている状況があるはずで、その意味では、先ほど岡本委員の方からお話があったように、民法改正についても国として何らかの動きがなければいけない。監視専門調査会の方も乗り遅れないようにフォローしていくことが必要かなと。

あと、PDCAサイクルの話で先ほど山本先生の方から挙がってききましたけれども、国際社会の中とかでは開発事業とかを展開していくときとかに、人権基盤アプローチというのが今、国連の中とか開発枠組みの中で取られるようになってきています。その意味では政策の立案の段階で、これが人権状況の改善にどう資するのかとか、そういう視点を項目に入れながら評価をしていくというやり方も国際社会でもとられていますので、そういうものとかも少し参考にしながら政策評価法について考えるという山本先生の意見にはとても賛成するところがありました。

以上です。

○鹿嶋会長 CEDAW関連は、次回の専門調査会で皆さんの御意見を伺うことになっておりま

す。

御意見、もしあれば。

○松下委員 今日税制及び社会保障制度の見直しというところで、神野先生のお話を新しい視点で聞かせていただきました。より多様な生き方を可能にするというところが先生のお話でも出ましたけれども、静岡市女性会館で経済的困難な女性とか、働きづらさに悩む女性を対象とした事業をしていますと、多様な生き方を選べないというような方たちもとても多くて、先ほどの控除ではなくて、手当とかサービスが充実してくるといいと改めて思って聞かせていただきました。ありがとうございました。

○鹿嶋会長 それでは、私と事務局の方でこれまでの議論を踏まえまして、意見の取りまとめ案を作成したいと思っております。

それを皆さんに事前に見ていただいて、次回の調査会で議論し、意見の取りまとめをさせていただきたいと思っているのですが、そういう方向でよろしいですか。では、そういうふうにさせていただきます。

○稼農調査官 1点だけ済みません、民法のところ。ありがとうございます。

この資料、ピンクのファイルですね。更新版で、昨年11月のものを入れます。

それで、民法の部分で岡本先生からお話がありましたけれども、このヒアリングの時系列でいくと民法部分は、先にCEDAWのこの8月報告に向けて一度ヒアリングをして、そこで政府報告をまとめたという経過があります。その後、今回の社会システムについての監視になっている関係で、ちょっと順番がばらついているので、まとめ方をどうするかとか、また御相談しながら進めたいと思っています。

いずれにしても、お二人の先生から御議論ありましたとおり、1年以内の報告を求められておりますので、それは、この監視専門調査会においてもまた御議論いただく時期が来るとお思いますので、よろしく願いいたします。

○鹿嶋会長 最後に事務局から連絡をお願いします。

○中野渡補佐 本日は御熱心に調査・審議いただき、どうもありがとうございました。

議事要旨につきましては、会長の御確認後、速やかに公表させていただき、議事録につきましては、事務局作成案を本日御出席の委員の皆様に見ていただきまして、会長の御確認後、公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。

次回の監視専門調査会は、7月5日木曜日の午前10時から12時までの2時間の予定で、場所は永田町合同庁舎の1階第1共用会議室で開催いたします。

○鹿嶋会長 それでは、これで監視専門調査会の第10回の会合を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。